別　紙

新　旧　対　照　表

改　正　後

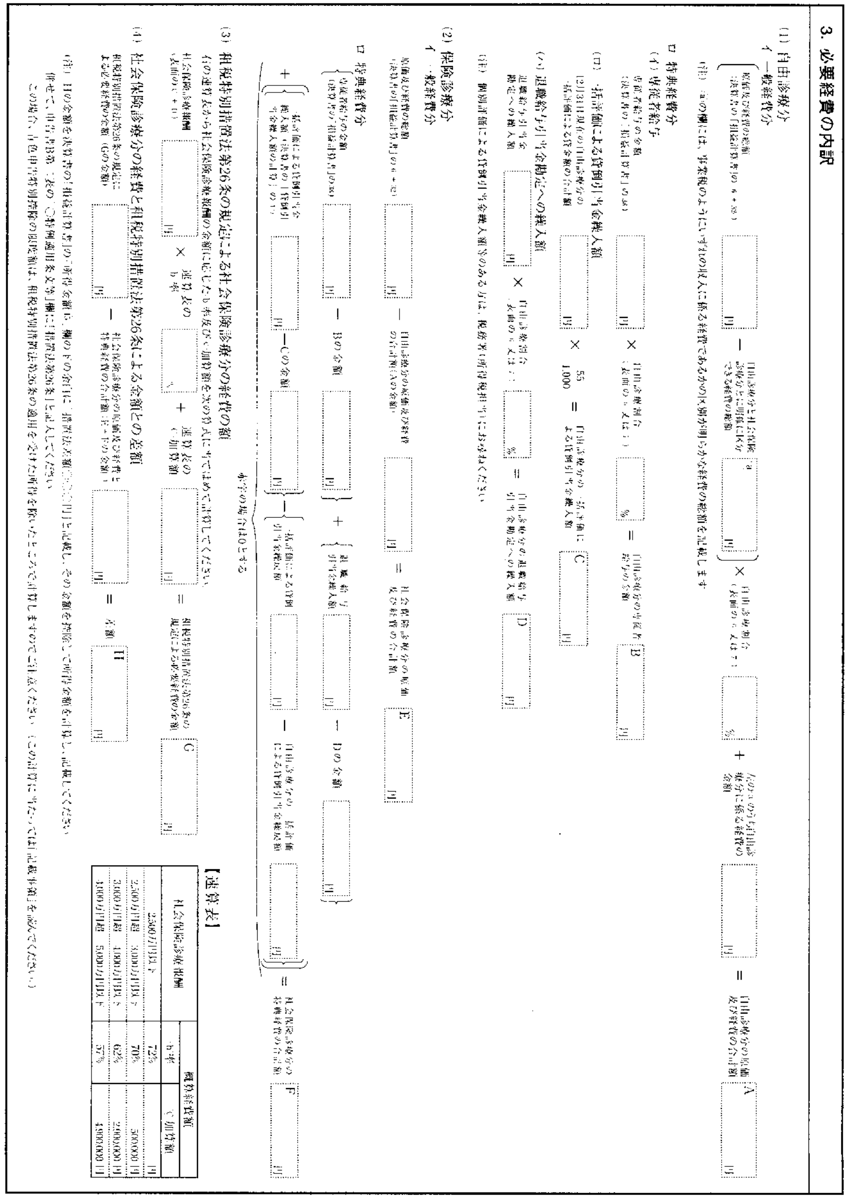

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分

イ 一般経費分

{原価及び経費の総額（決算書の「損益計算書」の6＋32） □円 − 自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額 ⓐ□円} × 自由診療割合（表面の6又は7） □% ＋ 左のⓐのうち自由診療分に係る経費の金額 □円 ＝ 自由診療分の原価及び経費の合計額 A□円

（注）ⓐの欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区別が明らかな経費の総額を記載します

ロ 特典経費分

（イ）専従者給与

専従者給与の金額（決算書の「損益計算書」の38） □円 × 自由診療割合（表面の6又は7） □% ＝ 自由診療分の専従者給与の金額 B□円

（ロ）一括評価による貸倒引当金繰入額

12月31日現在の自由診療分の一括評価による貸金額の合計額 □円 × 55/1,000 ＝ 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額 C□円

（ハ）退職給与引当金勘定への繰入額

退職給与引当金勘定への繰入額 □円 × 自由診療割合（表面の6又は7） □% ＝ 自由診療分の退職給与引当金勘定への繰入額 D□円

（注）個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署（所得税担当）にお尋ねください

(2) 保険診療分

イ 一般経費分

原価及び経費の総額（決算書の「損益計算書」の6＋32） □円 − 自由診療分の原価及び経費の合計額（Aの金額） □円 ＝ 社会保険診療分の原価及び経費の合計額 E□円

ロ 特典経費分

{専従者給与の金額（決算書の「損益計算書」の38） □円 − Bの金額 □円} ＋ {退職給与引当金繰入額 □円 − Dの金額 □円}

＋ ({一括評価による貸倒引当金繰入額（決算書の「貸倒引当金繰入額の計算」の1） □円 −Cの金額 □円} − {一括評価による貸倒引当金繰戻額 □円 − 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰戻額 □円}) ＝ 社会保険診療分の特典経費の合計額 F□円

赤字の場合は0とする

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じたⓑ率及びⓒ加算額を次の算式に当てはめて計算してください

社会保険診療報酬（表面のc＋d） □円 × 速算表のⓑ率 □% ＋ 速算表のⓒ加算額 □円 ＝ 租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額 G□円

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額	
	ⓑ率	ⓒ加算額
2,500万円以下	72%	円
2,500万円超　3,000万円以下	70%	500,000 円
3,000万円超　4,000万円以下	62%	2,900,000 円
4,000万円超　5,000万円以下	57%	4,900,000 円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額（Gの金額） □円 − 社会保険診療分の原価及び経費と特典経費の合計額（E＋Fの金額） □円 ＝ 差額 H□円

（注）Hの金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額43」欄の下の余白に「措置法差額○○○円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください

併せて、申告書B第二表の「○特例適用条文等」欄に「措置法第26条」と記入してください

この場合、青色申告特別控除の限度額は、租税特別措置法第26条の適用を受けた所得を除いたところで計算しますのでご注意ください（この計算に当たっては「記載事項」を読んでください。）

改　正　前

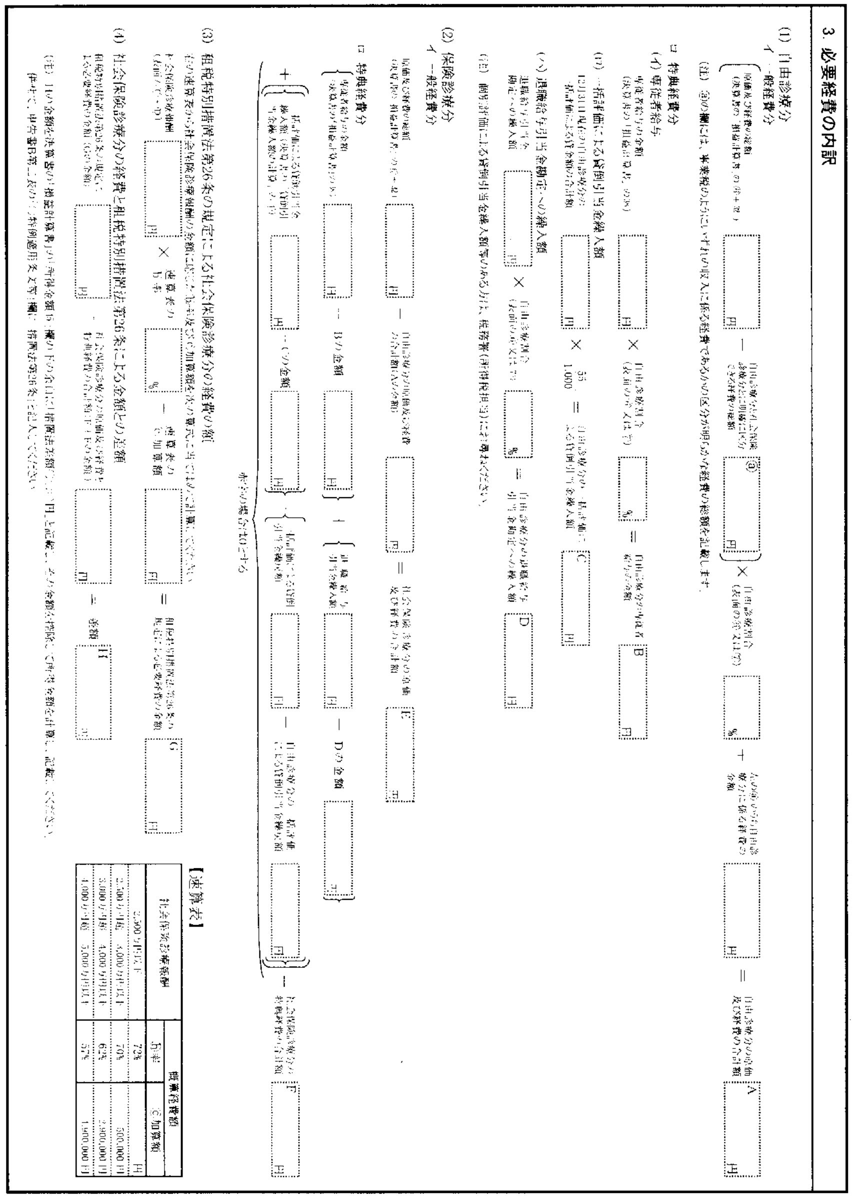

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分

イ 一般経費分

{原価及び経費の総額（決算書の「損益計算書」の6＋32） □円 − 自由診療分と社会保険診療分とに明確に区分できる経費の総額 ⓐ□円} × 自由診療割合（表面の6又は7） □% ＋ 左のⓐのうち自由診療分に係る経費の金額 □円 ＝ 自由診療分の原価及び経費の合計額 A□円

（注）ⓐの欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

ロ 特典経費分

（イ）専従者給与

専従者給与の金額（決算書の「損益計算書」の38） □円 × 自由診療割合（表面の6又は7） □% ＝ 自由診療分の専従者給与の金額 B□円

（ロ）一括評価による貸倒引当金繰入額

12月31日現在の自由診療分の一括評価による貸金額の合計額 □円 × 55/1,000 ＝ 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰入額 C□円

（ハ）退職給与引当金勘定への繰入額

退職給与引当金勘定への繰入額 □円 × 自由診療割合（表面の6又は7） □% ＝ 自由診療分の退職給与引当金勘定への繰入額 D□円

（注）個別評価による貸倒引当金繰入額等のある方は、税務署（所得税担当）にお尋ねください。

(2) 保険診療分

イ 一般経費分

原価及び経費の総額（決算書の「損益計算書」の6＋32） □円 − 自由診療分の原価及び経費の合計額（Aの金額） □円 ＝ 社会保険診療分の原価及び経費の合計額 E□円

ロ 特典経費分

{専従者給与の金額（決算書の「損益計算書」の38） □円 − Bの金額 □円} ＋ {退職給与引当金繰入額 □円 − Dの金額 □円}

＋ ({一括評価による貸倒引当金繰入額（決算書の「貸倒引当金繰入額の計算」の1） □円 − Cの金額 □円} − {一括評価による貸倒引当金繰戻額 □円 − 自由診療分の一括評価による貸倒引当金繰戻額 □円}) ＝ 社会保険診療分の特典経費の合計額 F□円

赤字の場合は0とする

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じたⓑ率及びⓒ加算額を次の算式に当てはめて計算してください

社会保険診療報酬（表面のc＋d） □円 × 速算表のⓑ率 □% − 速算表のⓒ加算額 □円 ＝ 租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額 G□円

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額	
	ⓑ率	ⓒ加算額
2,500万円以下	72%	円
2,500万円超　3,000万円以下	70%	500,000 円
3,000万円超　4,000万円以下	62%	2,900,000 円
4,000万円超　5,000万円以下	57%	1,900,000 円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

租税特別措置法第26条の規定による必要経費の金額（Gの金額） □円 − 社会保険診療分の原価及び経費と特典経費の合計額（E＋Fの金額） □円 ＝ 差額 H□円

（注）Hの金額を決算書の「損益計算書」の「所得金額43」欄の下の余白に「措置法差額○○○円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。

併せて、申告書B第二表の「○特例適用条文等」欄に「措置法第26条」と記入してください